

市民一人あたり 10 万円特別定額給付金 申請は 8 月 20 日(木) 締切 早めの申請を！

▶新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意しながら、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、国の方針に基づき「特別定額給付金」を給付します。

■**給付対象者**：令和 2 年 4 月 27 日時点で、市の住民基本台帳に記録されている人

■**受給権者**：給付対象者の属する世帯の世帯主

■**給付方法**：原則として世帯主名義の口座に一括して振込

※「口座を開設することができない」「金融機関から離れた場所に住んでいる」などの要件を満たす場合に限り現金給付を行います（即日給付はできません）。

■**給付時期**：申請書受付・受理から振込完了まで 7 営業日程度

※現金給付は振込給付に比べ日数がかかります。

■申請方法（いずれかで申請してください）

①オンラインで申請する (マイナンバーカードを持つ世帯主)

▶専用サイト「マイナポータル」にアクセスし、マイナンバーカードを使用しながら振込先口座情報等を登録・申請します

必要なもの

- ・受給権者（世帯主）のマイナンバーカード
- ・マイナンバーカード受取時に設定した暗証番号
- ・対応スマートフォンまたは IC カードリーダー付パソコン
- ・世帯主名義の振込先口座書類

オンライン申請について
詳しくはこちらから▶



②郵送で申請する

▶市から送付された申請書に必要事項を記入し、添付書類と併せて返送します。

必要書類

- ・世帯主名義の振込先口座書類の写し（通帳の見開き面など）
- ・世帯主の本人確認書類の写し（免許証など）

申請方法

- ①市から送付された申請書に必要事項（世帯主名・連絡先・振込先口座情報）を記入
- ②申請書と振込口座書類の写し・本人確認書類の写しを返信用封筒に入れ、郵便ポストへ投函

郵送申請についてはこちらから▶



■問い合わせ

①総務省特別定額給付金コールセンター TEL 0120-260020 9:00 ~ 18:30

②石岡市 特別定額給付金担当 TEL 23-1111 平日 8:30 ~ 17:15（土日祝日除く）

配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している方への支援

配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している人で、事情により令和 2 年 4 月 27 日以前に今住んでいる市区町村に住民票を移すことができない人は、所定の手続きをすることで、世帯主でなくとも、同伴者の分を含めて、特別定額給付金の申請を行い、受給することができます。詳しくは右の二次元コードまたは直接お問い合わせください。

☎政策企画課 TEL 23-7277



給付金を騙った

詐欺に ご注意

岡石岡市消費生活センター TEL 22-2950

「怪しいな?」と思ったらご相談ください!

■石岡警察署 TEL 28-0110

■警察相談専用電話

24時間 365日対応

TEL # 9110 (県警察本部の相談窓口につながります)

■新型コロナウイルス給付金関連

消費者ホットライン

午前10時～午後4時(土日祝日含む)

TEL 0120-213-188

■石岡市消費生活センター

平日午前10時～正午・午後1時～4時30分

TEL 22-2950

※石岡市消費生活センターとは・・・

市が設置する行政機関です。消費者と事業者間のトラブルに関し、専門の相談員が解決のために、助言や情報提供を行っています。相談無料。

特別定額給付金コールセンター(総務省)

TEL 0120-260020

受付時間 9:00～18:30

※多くのお問い合わせがあるため、電話がつながりにくい時間帯があります。つながらない場合は、時間をおいてお掛け直しください。

絶対に教えない!

渡さない!

- 暗証番号 ●通帳 ●口座番号
- 通帳 ●マイナンバー

市や総務省などが
以下のことを行うことは
絶対にありません!

- 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
- 受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

実際にあった相談事例

事例1

高齢の母が訪問してきた誰かに銀行通帳やマイナンバーカードを渡してしまった。

事例2

給付金の手続きができると思いアクセスしたサイトに、マイナンバーカードの情報を教えてしまった。

事例3

登録してもいないのに、役所からメールで特別定額給付金の手続きが始まったと案内が来た。

事例4

携帯電話会社を名乗るメールが届き、記載のURLにアクセスして特別定額給付金の申請をするよう案内された。

アドバイス

暗証番号、口座番号、通帳、キャッシュカード、マイナンバーは、絶対に教えたり、他人に渡したりしないようにしましょう。

(参考:国民生活センター)